

家畜を飼養する農場に出入りする皆様へ 農場での消毒にご協力ください

農場から農場に移動する時、家畜の病気をひろげてしまうおそれがあります。
消毒などにより、病原体の拡散を防止するための措置をとることは、
家畜伝染病予防法第二条の四において、関連事業者の責務とされています。

1 消毒と着替えを確実に行う

農場に入る時・農場から出る時は、車両や靴底、手指を消毒し、
農場専用の衣服や靴などに着替えましょう。

また、農場の立入記録簿などに消毒実施状況などを記録しましょう



長靴・衣服・手袋は

① 農場備え付けのもの

② 洗濯済みのもの

③ 使い捨てのもの

のいずれかを使いましょう

2 不要なものに触らない・近寄らない

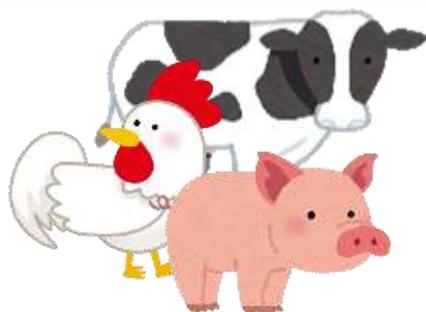
家畜や糞便など、家畜の病気の感染源になりうるものには、
必要がなければ触れたり近寄ったりしないようにしましょう。

畜舎に出入りする場合は、少なくとも、牛舎：靴の消毒または交換、家
きん舎：靴の交換、豚舎：靴と衣服の交換が必要です。

3 農場のマニュアル※を守る

上記の他、農場ごとに決められた消毒のマニュアルを守って、
必要な消毒や衣服・靴などの交換をしましょう。

※ 豚は令和3年4月、牛・鶏は令和4年2月までに各農場で作成されます。



神奈川県では約6万頭の豚、約1万頭の牛、
約114万羽の鶏が飼養されています。
彼らのいのちを病気から守るために、
ご協力をお願いします。

神奈川県県央家畜保健衛生所 046-238-9111

神奈川県湘南家畜保健衛生所 0463-58-0152

もっと詳しく 消毒のポイント



衛生管理区域に出入りする時は消毒が必要です

農場内で、畜舎や飼料保管庫など、病原体から守るべき施設を含む区域を「衛生管理区域」と呼びます。

区域内に出入りする時は、消毒を行います。



車両消毒は特にタイヤ回りを

衛生管理区域に出入りする車両は、特にタイヤやタイヤハウスを重点的に消毒しましょう。車内での交差汚染防止のため、泥などで運転席の手元や足元、車外のステップを汚さないようにしましょう。



農場専用の長靴や衣服を着用しましょう

他の農場から汚れを持ち込まないように、農場の入り口など、指定された場所で左記のような農場専用の長靴や衣服、手袋に着替えましょう。